

神奈川県西部広域消防運営協議会（意見調整組織）の設置について（案）

1 組織名称

神奈川県西部広域消防運営協議会

2 目的

各市町の消防行政に対するニーズを的確に把握し、広域化後の円滑な消防行政の運営を図ることを目的とする。

3 内容

- (1) 消防行政全般に係る情報提供
 - ・事業計画（新規事業・重点事業）に関すること
 - ・事務事業の執行状況に関すること
 - ・災害出場状況等に関すること
- (2) 消防行政全般に係る意見交換に関すること
- (3) その他、消防行政の推進に関すること

4 組織の構成

- (1) 神奈川県西部広域消防運営協議会
構成員：各市町の長、各市町の議会議員（各市町2名）
所掌事務：消防行政全般に係る情報提供、意見交換 等
開催回数：年2回以上
- (2) 幹事会
構成員：各市町の消防所管課長
所掌事務：協議会で協議する事項の調整 等
開催回数：随時
- (3) 事務局
構成員：小田原市消防本部職員
所掌事務：協議会及び幹事会の運営管理及び庶務 等

5 設置時期

平成25年3月31日（消防の広域化実施日に合わせて設置）

6 会議開催時期及び協議事項等

- 10月〔第1回会議〕
- ・前年度事務事業執行状況報告（決算報告）
 - ・災害出場等の状況報告
 - ・消防行政の推進に係る意見交換 等

➤ 3月〔第2回会議〕

- ・次年度事業計画（新規事業・重点事業）
- ・災害出場等の状況報告
- ・消防行政の推進に係る意見交換 等

※ 各市町より会議開催の発意があった場合は、随時開催するものとする。

※ 協議会開催前に幹事会を開催し、議題について事務レベルでの調整を行う。

※ 平成25年度については、立ち上げに伴う会議を年度当初に開催する。

7 運営経費

協議会の運営に係る経費は、構成市町が負担する。（毎年度の委託料に含む。）

- 負担金算出基礎（負担割合）：人口割

8 その他

首長間の連絡を密にするため、関係市町長による「（仮称）消防事務執行者会議」を適宜開催する。

なお、現在の「神奈川県西部消防広域化協議会」については、平成25年5月31日を以って廃止する。